年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月31日から同年4月1日まで

昭和32年9月19日に、A社C事業所に常勤雇員として採用され、34年9月30日まで常勤雇員として勤務し、同年10月1日付けで社員として採用された。組織改編に伴う事業所の名称変更などがあったが、平成8年4月1日まで勤務形態に何の変更も無く勤務したのに、申立期間が被保険者期間となっていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の回答により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和34年4月1日に、同社C事業所から同社D出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和34年2月のA社C事業所における社会保険事務所(当時)の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保存していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が昭和34年3月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和44年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月1日から同年2月1日まで

A社からC社へ出向した際、会社立ち上げの時で事務手続がうまく機能していなかったと思われ、申立期間の年金加入記録が抜け落ちている。早急に事実確認の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社D支店からの回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(A社からC社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間について、B社D支店は、「申立人のC社への異動は、出向によるものであり、昭和44年1月の給与の支払及び社会保険料の控除はA社で行っていたと考えている。」旨回答していることから、申立人のA社における被保険者資格の喪失日を昭和44年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和43年12月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しているが、申立人と同時期にA社からC社に出向した同僚9人全員が、A社において昭和44年1月1日に被保険者資格を喪失し、C社において同年2月1日に被保険者資格を取得していることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当し

た場合又は保険料を還付した場合を含む。)事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。